

⑧<介護保険>要介護（要支援）認定を受けている方の税控除について

納税者本人または扶養親族の方が、所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次のとおり申請して事前にご用意ください。

申請対象者 65歳以上で、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方
（主治医意見書で心身の状態を確認します）

申請場所 高齢福祉課または各支所福祉課

必要なもの 対象者の印鑑

申請期限 12月28日（月）

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくはお問い合わせください。

問 書類交付に関すること：高齢福祉課（内線173）

笠間支所福祉課（内線72133）、岩間支所福祉課（内線73172）

税の控除に関すること：税務課（内線112）

⑨店舗・企業・施設の皆さん いばらきシニアカードの協賛店舗登録にご協力ください

いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）は、県内にお住まいの65歳以上の方の積極的な外出やひきこもり防止等を支援し、地域・企業・行政が一体となって高齢者を支え合う社会の構築を目指すものです。

県内にお住まいの65歳以上の高齢者がいばらきシニアカードを協賛店舗に提示すると、店舗が独自に設定した割引やポイント加算などの優待サービスを受けられる仕組みとなっています。

いばらきシニアカードは、高齢福祉課、各支所福祉課で配付しています。

市内の店舗および企業の皆さん、いばらき高齢者優待制度にご賛同いただき、協賛店舗の登録にぜひご協力ください。

協賛店舗新規登録方法

いばらき高齢者優待制度ホームページの「協賛店になるには」をクリックし、「協賛店新規登録」フォームより必要事項を入力してください。協賛店舗登録には審査があります。

ホームページ <http://senior.pref.ibaraki.jp>

問 【協賛店舗登録に関すること】

茨城県保健福祉部長寿福祉課 TEL 029-301-3326

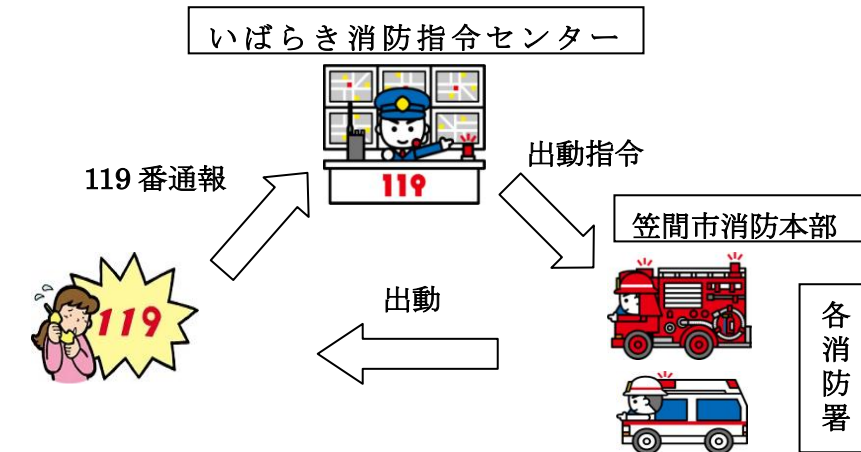
【いばらきシニアカードの配付に関すること】

高齢福祉課（内線174）

⑤119番受信場所が「いばらき消防指令センター」へ変わります

12月1日（火）から、笠間市では119番通報の受信場所が「笠間市消防本部」から水戸市役所内原庁舎内の「いばらき消防指令センター」へ変わります。

「いばらき消防指令センター」で、茨城県内20消防本部33市町の災害通報の受信・出動指令・その他の消防指令業務の共同運用が開始されます。



119番通報の方法に変更はありません

119番通報は今までと変わりませんが、通報のはじめに「笠間市」と伝えてから町名（地区名）番地・氏名・電話番号を通報するようにお願いします。

また、番地が分からない場合や家から離れている場所から通報する場合は、目標物（商店・工場・交差点・橋など）となる名前から場所を案内してください。

問 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務局

TEL 029-259-0119

ホームページ <http://www.ibaraki-sirei.jp/>

⑥11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

「思いやり あなたと 地域と 社会から」
（平成27年度犯罪被害者支援標語）

犯罪の被害に遭われた方には、周囲の理解と温かな支援が必要です。

あなたの周りに犯罪被害に遭ってお悩みの方がいる時は、次の窓口をご案内ください。相談は無料です。

相談先

茨城県犯罪被害者相談窓口

TEL 029-301-7830（なやみゼロ）

茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」

TEL 029-301-0278

（公社）いばらき被害者支援センター

（茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）

TEL 029-232-2738

⑦12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日までの1週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として定められています。

この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の意識を深め、国際社会と連携して北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

市民の皆さんには、この問題に対するご理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 拉致問題対策本部ホームページ

<http://www.rachi.go.jp/>

法務省人権擁護局ホームページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>